

律令制国家の辺要政策と肥後国

明治大学名誉教授 吉村武彦

【問題意識 ー 辺要とは】

日本列島の南の九州島に位置する大宰府と、北の東北に位置する太平洋側の多賀城や日本海側の磐舟柵・渟足柵は、列島の辺境といわれる。ところが、大宰府は中国大陸・朝鮮半島との外交交渉、九州南部の隼人への夷狄対策として重要な地域である。多賀城や磐舟柵・渟足柵は対蝦夷政策の前進地域である。

そのため「辺境」というフロンティアとしてだけではなく、隣国・蕃国と夷狄に対応しなければならない日本律令制国家の「辺要」として捉え、両地域の歴史と政治課題を考えることにしたい。そのなかで、肥後国と鞠智城の問題を考察する手立てとしたい。いわば対外関係と対夷狄政策との二側面から「辺要」の意義を考えたい。

「辺要」の言葉は、仮寧令官人遠任条に「任辺要に居らば、官に申して処分せよ」として記されている律令用語である。大宝令の注釈書である「古記」に、「謂うこころは、伊伎・対島・陸奥・出羽、是なり」とあり、伊伎（壱岐）・対島（対馬）、そして東北の陸奥・出羽が辺要と位置づけられている。

ただし、奈良時代には、「府の官人は、任、辺要に在りて」（『続日本紀』天平8年5月17日条）、「今西海の諸国は、年料の器仗を造らず。既に辺要と曰う。不虞に備うべし」とされ、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向国に甲・刀・弓・箭を造って備えることが命じられている（天平宝字5年7月2日条）。大宰府官人の任務も官人遠任条と同じ扱いになり、薩摩・大隅国を除く西海道諸国が辺要とされるのである。

『令集解』の法律家の説である「朱説」にも大宰を「辺要」としており、大宝令以降には陸奥・越後国と対応させて筑紫が辺要扱いにされている（大宝元年12月7日処分）。西海道諸国は、広義の「辺要」として捉えられている。

それでは辺要国となれば、どのような職務があるのであろうか。職員令大國条によれば、陸奥・出羽（712年建国）・越後国が「饗給（大宝令では撫慰か）・征討・斥候」、壱岐・対馬・日向・薩摩（702年建国）・大隅国（713年建国）が、「鎮捍・防守・蕃客・帰化」の職務である。陸奥・出羽・越後国が蝦夷、壱岐・対馬が蕃国（新羅が主目的か）、日向・薩摩・大隅国が隼人への職務である。また、職員令大宰府条には、「蕃客・帰化・饗讌事」の職務がある。注意したいのは、律令制国家による蝦夷と隼人対策に違いがみられることである。

このような辺要政策の概要を述べて、肥後国の問題を考察する手がかりとしたい。

はじめに

— 3～5世紀の九州島

(1) 『魏志』倭人伝における筑紫

a 末盧国に上陸

b 伊都国

* 「郡使の往来、常に駐まる所なり」。

c 「津」の重要性

* 「郡の倭国に使するや、皆津に臨みて搜露し、文書・賜遺の物を伝送して女王に諮詢らしめ、差錯するを得ず」。

(2) ヤマト王権による沖ノ島祭祀の起源

a 宗像・沖ノ島の祭祀

* 4世紀中葉から

(3) 5世紀における列島支配

a 『宋書』倭国伝所引「武の上表文」

* 「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すこと六十六国、渡りて海の北を平ぐること九十五国」。

* 「東の毛人」と「西の衆夷」

* (海の北) 半島への軍事的支配権

b 熊本県和水町の江田船山古墳出土の銀錯銘大刀

* 獲加多支齒 (ワカタケル)

・典曹人

* 埼玉県行田市の稻荷山古墳出土の金錯銘大刀

・杖刀人

c ヤマトタケル伝承 (『古事記』)

* クマソタケル征討 (帰路にイズモタケル征討)

→ 西方向で、山陰道や丹波道が機能していない可能性

* アヅマへの征夷 (西の征夷から東)

→ 東方向

d 5世紀には、東西方向への交通路が歴史的に存在していたか。

*古東海道

・三浦半島の長柄桜山古墳群が、前期古墳として存在する。

*蝦夷征討

・ヤマトタケル伝承との関連

(付) 崇神紀の四道將軍伝承 (崇神 10 年 9 月条)

*北陸 大彦命 (『古事記』は高志道)

東海 武渟川別 (『古事記』は東方十二道)

*西道 吉備津彦

丹波 丹波道主命 (『古事記』は日子坐王)

*後世的な物語

※ 崇神 11 年 4 月条

* 「四道將軍、戎夷を平けたる状を以て奏す」。

二 6～7世紀前半の九州島

(1) 糧屋の屯倉 — 繼体紀の筑紫

a 筑紫君磐井の反乱

* 『書紀』 繼体 21 年条

・「詔して曰はく、『筑紫の磐井反き掩ひて、西の戎の地を有つ。今誰か將たるべきぞ』とのたまふ」。

b 糧屋屯倉

* 繼体 22 年条

・「筑紫君葛子、父のつみに坐りて誅せられむことを恐りて、糧屋屯倉を献りて、死罪贖はむことを求す」。

* 福岡県粕屋町

・鶴見塚古墳 (6世紀後半の前方後円墳)

・阿恵官衙遺跡 (7世紀後半)

(2) 那津の屯倉 — 宣化紀の筑紫

a 宣化元年 5 月条

* 「夫れ筑紫国は、遙く遠く朝で届る所、去來の閑門にする所なり。是を以て、海表の国は、海人を候ひて来賓き、天雲を望りて貢奉る。胎中之帝 (応神) より、朕

が身に*いるまでに、穀稼を収蔵めて、儲糧を蓄へ積みたり。遙に 凶年に設け、厚く良客を饗る方、更に此に過ぐるは無し」。

b 那津の官家の整備（宣化元年5月条）

* 各地ミヤケから稻穀の集積

主管者	運搬担当者	穀を支出する屯倉
宣化天皇	阿蘇仍君	河内国茨田郡 屯倉の穀
蘇我大臣稻目	尾張連	尾張国 屯倉の穀
物部大連鹿鹿火	新家連	河内国志紀郡 新家屯倉の穀
阿倍臣（大夫）	伊賀臣	伊賀国屯倉の穀

(3) 崇峻天皇の暗殺と筑紫

a 崇峻5年11月丁未条

* 「駅使を筑紫將軍の所に遣して曰はく、『内の乱に依りて、外の事をな怠りそ』といふ」。

* 崇峻暗殺と「筑紫將軍」

- ・外交的職務と軍事的職位

b 崇峻朝の国境政策と蝦夷

* 崇峻2年7月壬辰条

- ・「近江臣満を東山道の使に遣して、蝦夷の国の境を觀しむ。宍人臣鷹を東海道の使に遣して、東の方の海に浜へる諸国の境を觀しむ。阿倍臣を北陸道の使に遣して、越等の諸国の境を觀しむ。」

(4) 推古朝の筑紫大宰

a 裴世清の来日

* 推古16年4月条

- ・「大唐（隋）の使人裴世清・下客十二人、妹子臣に従ひて筑紫に至る。難波吉士雄成を遣して、大唐の客裴世清等を召す。唐の客の為に、更新しき館を難波の高麗館の上に造る」

b 筑紫大宰と葦北津

* 推古17年4月庚子条

- ・筑紫大宰、奏上して言さく、「百濟の僧道欣・惠爾、首として、一十人、俗七十五人、肥後国の葦北津に泊れり」とまうす。是の時に、難波吉士徳摩呂・船史龍を遣して、問はしめて曰はく、「何か來し」といふ。対へて曰はく、「百濟の

王、命せて吳国に遣す。其の国に乱有りて入ることを得ず。更に本郷に返る。忽に暴き風に逢ひて、海中に漂蕩ふ。然るに大きなる幸有りて、聖帝の辺境に泊れり。以て歓喜ぶ」といふ。

*筑紫大宰と肥後の葦北津

- ・対外関係を掌握する大宰
- ・葦北津の施設は？

*難波大郡

- ・欽明 22 年条、推古 16 年条、舒明 2 年条、白雉 2 年条他

*筑紫大郡

- ・天武 2 年 11 月条

c 推古朝の官制

- *「馬官」(『書紀』推古元年条)、「寺司」(同 4 年条)、「筑紫大宰」
- *「尻官」(釈迦三尊像台座銘)
- *「大椋官」(『新撰姓氏録』左京神別条)、「祭官」「前事奏官」(「中臣氏本系帳」)

三 大化改新と夷狄・蕃国政策

(1) 使者の派遣と蕃国・夷狄政策

a 「東国国司」の詔における関連政策

- *兵庫の建設と武器の収公
- *蝦夷と接する地域では、武器を本主に戻す

b 諸国への使者派遣

- *武器の収公と兵庫の修営
 - ・対蝦夷政策は「蝦夷親附」から推測
- *九州島における実施状況
 - ・①武器の管理と兵庫建設、②戸口調査、③水陸地の利用方法
 - ・何らかの隼人政策が存在したか？

c 改新詔

*防人 (本文)

- ・「さきもり」(軍防令兵士向京条に「辺守るをば、防人と名づく」)

- ・副文 (凡条) はなし

*京師・畿内国・郡 (評) の設置と交通政策、戸口調査と校田、調賦

*五十戸制の施行

(付) 「ひなもり」

*『魏志』倭人伝における「卑奴母離」

・対馬国・壱岐国・奴国・不弥国

*奈良時代の夷守の地名

・越後国頸城郡夷守郷

・日向国諸県郡夷守駅

・筑前国糟屋郡夷守駅

(2) 孝徳朝における夷狄政策

a 日本海側の対蝦夷政策

*大化3年(647)是歳条

・「渟足柵を造りて、柵戸を置く」

*大化4年是歳条

・「磐舟柵を造りて、蝦夷に備う。遂に越と信濃との民を選びて、始めて柵戸に置く」

b 太平洋側の対蝦夷政策

*宮城県仙台市の郡山遺跡

・I期官衙は7世紀半ば～末葉

c 九州島における夷狄(隼人)政策

*『書紀』には記述なし

*隼人対策の歴史

四 7世紀後半の辺要政策

(1) 白村江の敗戦による防御体制

a 白村江における百濟・倭連合軍、唐・新羅連合軍に大敗

*天智2年(663)

b 敗戦後の防御体制

① 『書紀』天智3年条

*是歳、対馬島・壱岐島・筑紫国等に、防^{さきもり}と烽^{すすみ}とを置く。又筑紫に、大堤を築きて水を貯えしむ。名けて水城と曰う。

② 天智4年8月条

*達率(答本春初を遣して、城を長門国に築かしむ。達率憶礼福留・達率四比福夫を筑紫国に遣して、大野及び^{だら}櫟(基肄)、二城を築かしむ。

③ 天智 6 年 11 月是月条

*倭国(大和国)の高安城・讃吉国山田郡の屋島城・対馬国の金田城を築く。

④ 天智 8 年 8 月条／冬条

*天皇、高安嶺に登りまして、議りて城を修めむとす。なお、民の疲れたるを恤みたまひて、止めて作りたまはず。／高安城を修りて、畿内の田税を收む。

⑤ 天智 9 年 2 月条

*又、高安城を修りて、穀と塩とを積む。又、長門城一つ・筑紫城二つを築く。

⑥ 天武元年 6 月条

*筑紫国は、元より辺賊の難を戍る。其れ城を峻くし隍を深くして、海に臨みて守らするは、豈内賊の為ならむや。

⑦ 天武 8 年 11 月是月条

*初めて関を竜田山・大坂山に置く。よりて難波に羅城を築く。

⑧ 『続日本紀』文武 2 年 5 月条

*大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕治わしむ。

⑨ 文武 3 年 12 月条

*大宰府をして三野・稻積の二城を修らしむ。

c 「西日本防衛ライン」の構築

*旧来の蕃国・夷狄対策と、新たな対外防衛体制の構築

*東北の蝦夷対策も呼応

・文武 2 年 12 月 21 日条「越後国をして石船柵を修理わしむ」

・文武 4 年 2 月 19 日条「越後・佐渡の二国をして石船柵を修營(つくろ)わしむ」

(2) 考古学の製鉄研究における東北と九州

a 小嶋 篤『大宰府の軍備に関する考古学的研究』九州国立博物館、2016

*7世紀後半(白村江の敗戦)における九州と東北

*「九州北部の製鉄工房(7世紀後半)でみられる遺構は、東北地方の製鉄工房(7世紀後半)と共通する。列島東西の国境域で類似した製鉄工房が同時期に組織的に導入される状況にある」

b 7世紀後半の辺要政策

*蝦夷および蕃国・隼人に対し、共通の政策の可能性が高い。

*辺要政策としては、東国・越と九州島に対する共通政策の可能性

五 8世紀初頭の辺要政策

(1) 大宝律令

a 令の規定

*職員令大国条・大宰府条

*軍防令縁辺諸郡人居条(東辺条)

- ・「東辺」 東海、東山道 蝦夷
- ・「北辺」 北陸道 蝶夷
- ・「西辺」 西海道 隼人

b 高安城の廃止と「西日本防衛ライン」

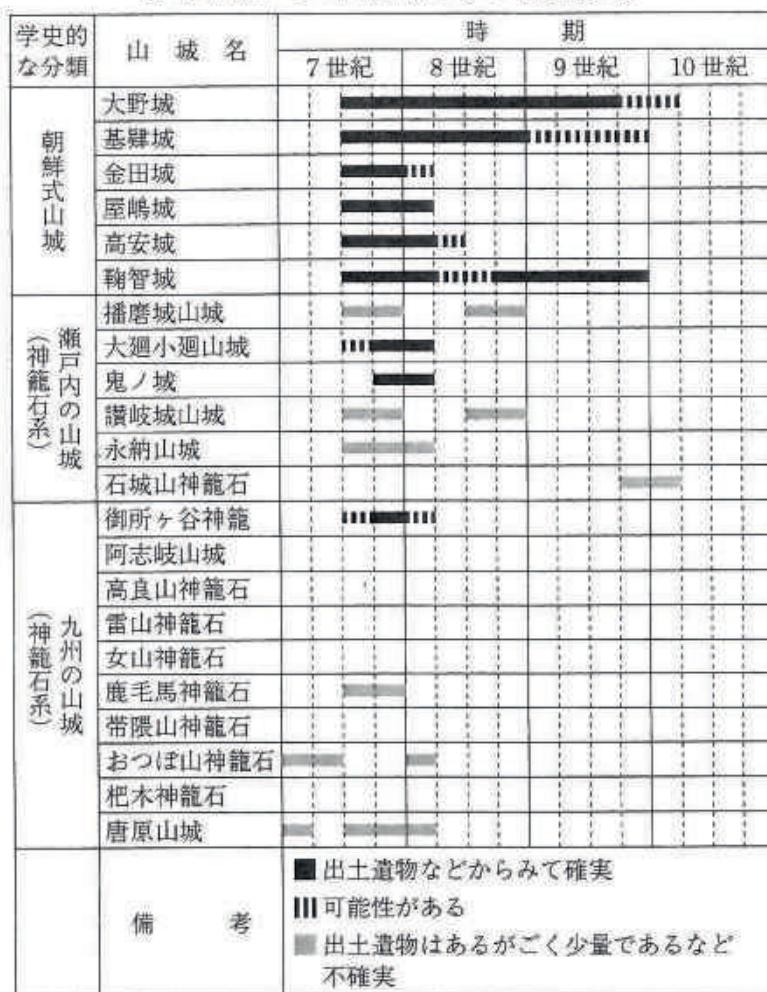
*大宝元年8月26日

- ・「高安城を廃めて、其舎屋・雜の儲物を大倭・河内の二国に移し貯う」

*西日本防衛ラインの停止

- ・狩野 久「瀬戸内古代山城の時代」
- ・赤司善彦「古代山城研究の現状と課題」

出土土器からみた古代山城の時期消長表



c 大野・基肄・鞠智城

【参考文献】

- 赤司善彦「古代山城研究の現状と課題」『月刊 文化財』631、2016年
- 今泉隆雄『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、2015年
- 狩野 久「瀬戸内古代山城の時代」『坪井清足先生卒寿記念論文集』2010年
- 小嶋 篤『大宰府の軍備に関する考古学的研究』九州国立博物館、2016年
- 永山修一『隼人と古代日本』同成社、2009年
- 仁藤敦史「「弘仁格」からみた辺要国規定」『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、2014年
- 吉村武彦「律令制国家の辺要政策」『九州国立博物館アジア文化交流センター研究論集』二、九州国立博物館、2021年
- 吉村武彦「東国・諸国への使者派遣と大化改新詔」『律令制国家の理念と実像』八木書店、2022年